

1. 環境文化村の考え方

(1) 地域課題解決の方向

< 地域問題発生の要因 >

前章における屋久島の現状分析から、地域がかかえる問題を整理すると、第1に、屋久島固有の自然条件のもとで歴史的に培ってきた自然と人とのかかわり方が外的な環境変化にともなって変化を余儀なくされてきたことが基本になっている。隔絶型大規模離島、高標高で地形急峻という特性が近代の産業社会の中では不利な条件となり、発展から取り残されてきたという点に、第2の基本的な要因がある。それには、経済活動の広域化の反面にある地理的な隔絶性、中心地域からの遠隔性など外とのかかわりにおける基本的な制約が大きなマイナス要因として働いている。それに加えて、屋久島の自然の特異性ゆえに多くの国の制度がかぶさっていることが問題を複雑にしている。すなわち問題発生第3の基本的な要因は、制度的なかかわりを含め、人、もの、情報など外部との関係におけるひずみの拡大である。

具体的に例えば、自然環境の保全と開発ないし地域の振興との対立という問題は、地域側からみると制度的な自然保護による地域の生活や生産活動の制約として現れているが、根底には1次産業の停滞という問題が潜んでいる。そしてその背景には、小規模性、隔絶性という地形や離島という条件に由来する資本蓄積の脆弱性や情報不足等による付加価値化の遅れ、それらによる競争力不足、さらにこれらが重なって産業の停滞と人口流出の悪循環から脱しきれないという問題がある。またこの背景には、生活、産業体系の変化による自然空間管理形態の変化があり、そのことは産業面だけでなく、環境保全上の問題の一つとなっているゴミや水質汚染の発生が、住民の生活様式の都市化にともなう自然とのかかわりの変化に起因していることにもみることができる。

観光の問題に関しても、観光客増による季節的オーバーフローの発生、観光客増による過剰利用問題やゴミ、水質汚濁問題の発生、といった現象の背景には、地域社会とかけ離れた外部資本主導による観光の進展、それにとともなう資源利用の偏り、さらに関連産業の未成熟や地域経済との連携不足などの問題があり、これらも同様の要因に基づいているといえる。

生活、文化上の問題に関しても、教育、医療の不安等の基本的制約はあるものの、効果的基盤整備の遅れは、島内での過疎、集中等、生活様式や形態の変化に起因する部分があるし、人口流出により伝統的な集落機能の維持が困難になっているという問題の背景にも、自然と人とのかかわり方の変化が基本にある。これらは都市的な魅力不足といった問題とともに、物的な基盤整備だけでは解決できない問題といえる。

< 基本的な課題 >

屋久島での基本的な課題としては、このような地域問題を解決し、世界的な遺産であるそのすぐれた自然を引き継ぎながら、地域の人々の生活を支え、豊かにしていくことが必要である。

こうした課題解決の基本方向は、地域がもつ価値を見直し、自然条件からくる制約など現在マイナス要因となっているものをプラスに転化することに求める以外にない考える。

それは、屋久島の自然や文化など島の持つ価値に依拠しながら、保護と開発の図式的対立を克服し、自然と人との新たな関係を再構築して行くことである。それを前提に、屋久島らしさの確立と、外部との健全な関係の確立を図って行くことが地域問題の発生要因を克服することにつながっていくことにもなる。

< 課題解決の基本方向 >

このことを整理すると以下のとおりである。

①自然と人とのバランスのとれた共生型社会の回復

屋久島の価値は、その自然の傑出性ととも、自然と共に歴史を重ねてきた人々の自然とのかわりの総体にあることを認識し、自然との共生型社会を地域に回復していくことがすべてのベースになる。

自然と共生する社会で前提となるのは、自然と人のバランスである。同時にそれは、1、2、3次産業のバランスであり、物質的なものから知的なものまで「生産と消費」のバランスがとれた地域形成を追求することでなければならない。

例えば保護と開発の問題は、上述のようにこのバランスが崩れることにより、顕在化していると考えられるからである。

②屋久島らしさの確立

小規模で、複合型産業によって成り立っている地域経済や社会の限界を克服し、逆に強みとして生かして行くには、地域としての個性、言い換えると屋久島らしさの確立と地域としてのまとめ、そしてそれによる付加価値の創出が不可欠である。すなわち、地域の「個性化」を地域のアイデンティティの確立としてとらえ、それを内的には「誇り」、外的には地域の「付加価値化」につなげることである。

その場合、屋久島のこれまでの価値の認識と、新たな屋久島の発見が、個性的地域づくりの出発点となる。

③外部との健全な関係の確立

共生型社会の回復と屋久島らしさの確立による地域の自立、活性化のためには、観光、情報等も含めた外部との健全な関係の確立が不可欠である。すなわち屋久島はもはや産業を含めて自己完結的な地域ではありえず、資本、情報、人、事物等外部との関わりをどうつくっていくかが決定的に重要である。

外部との関係は、多面的であること、双方向性があることが必要であり、そのためには、自らが高度な情報発信力をもつことが必要であり、それこそが情報を集める早道でもある。そして、外部への情報発信のためにも、上に述べた個性化、すなわち地域のアイデンティティの確立による統一的な地域イメージの形成が不可欠ということになる。

(2) 環境文化村の発想と地域形成の戦略

< 環境文化村とは >

環境文化村は、自然と共生する新しい地域づくりをめざし、自然環境の保護と地域振興の同時解決をめざす試みである。そしてその根拠を屋久島の自然の傑出性と歴史的に形成されてきた自然と人とのかかわり方に求める。換言すれば、環境文化村は、屋久島という固有の環境の中で作り上げられてきた自然と人とのかかわり方である「環境文化」を踏まえ、さらに新しい両者の関係を生み出して行く方向で自然環境の保全、活用を図ると同時に、地域社会経済の現在の問題を解決し活性化を促進する計画である。

このことは、共生型地域づくりという課題に対して「環境文化」を戦略的イメージとして掲げた、地域個性化の試みであるといいかえてもよい。

屋久島は、その自然の傑出性のゆえに対外的に最もアピールする見方として、「環境」の島ととらえることができる。しかしそれだけでなく、屋久島で育まれた自然と人とのかかわり方の歴史的蓄積である「環境文化」を評価し、これを基礎においてあらゆる意味での地域の「個性化」をめざすという戦略である。そして、「環境文化の島」を掲げて広く情報発信することにより、様々な意味での外部の協力、とりわけボランタリーな協力を得ることを可能にして行くことをめざす。これは一種のイメージ戦略ともいえるものであり、それが自然と人との新しい関係づくりという文明史的課題を負った屋久島にとって、地域的課題を解決する上での現実的で最適の方策と考えるものである。

つまり、屋久島環境文化村における地域づくりは、自然との共生型社会を地域に回復していくことを前提に、「環境文化」を基礎とした屋久島らしさの確立、観光や環境学習及び情報等も含めた外部との健全な関係の確立の2点を必須要件として展開しようとするものである。

したがって自然の傑出性と環境文化の再発見が前提であり、それをベースとした情報発信の継続により地域の資源を活用した新しい産業、産業の付加価値づくりに活用していくものであるが、このことは内部に向けても重要であり、住民の地域づくりへの主体的取り組みを引き出して行くため、島の自然の価値を再評価し、アイデンティティを確認し、自然とともにある心豊かさを実現していくという意味がある。

< 事業展開への視点 >

このような考え方から、屋久島環境文化村としての具体的事業を組み立て、展開していくにあたって柱とすべき視点を整理すれば、次の5つになる。

①屋久島の自然環境の適切な保全活用と管理

環境文化村の基盤として、屋久島の自然環境の適切な保全活用と管理を行うとともに、屋久島らしい自然空間の再生を図ることが前提となる。そのための原則は、第1に、ゾーニングによる自然利用に際しての大枠の設定であり、第2に、施設整備等による利用分散化を図ること

である。

②地域づくりのシンボリックなものとして環境学習、学術研究

屋久島の地域づくりのシンボリックなものとして環境学習、学術研究を位置づけ、そのための施設整備やしきみづくりを行う。

すなわち「環境文化」に対する最も典型的なアプローチの一つとして環境学習、学術研究を掲げ、これを先導的事業として、ガイドやインストラクターなど新たな雇用機会を生み出す。それとともに、屋久島の価値の再発見と個性の再確認の役割をもたせ、それを通じて島外への情報発信や住民の誇りの源泉とし、新しい地域づくりや産業おこしにつないでいく。

さらにそれは、環境文化村にふさわしい生活様式や生活意識の定着につながるものでもある。

③国民的な広がり負担による自然保全とボランティアな協力

屋久島においては、外部との健全なつながりを積極的に求めること、いわば、国民的な広がり負担により自然と共生する地域形成を図っていくべきである。

島外者による屋久島の自然の保全、環境形成へのサポートを求めるにあたり、特に、屋久島の価値について共通の意識をもつ人々の層を拡大し、ボランティアな協力を可能にするためのしきみづくりを行う。その際、島民、来島者、研究者が等しく「住民」として交流し、地域づくりにかかわるなどの視点が必要である。

④地域産業の創出

環境文化村の試みを契機として、島外者の受け入れ、すなわち環境学習やエコツアーによる新たな雇用の創出を図るとともに、環境文化村のコンセプトと関連した地場産品の付加価値化や需要の開拓など、人、もの、情報の交流の新たな展開により、屋久島固有の地域産業の創出を図る。

これは、いわば「環境文化」という情報を付加した産業の展開であり、土地的制約から小規模生産を余儀なくされ、将来的にも付加価値型を基本として1次産業の競争力強化を図るべき屋久島にとって、不可欠の視点である。

⑤国際交流の展開

世界遺産条約登録や懇談会報告における外国人アンケートの評価をみれば明らかなように、屋久島はすでに国際的な存在であり、今後の屋久島のとらえ方や整備の方向は、国際的視野のもとに対応を図るべきである。すなわち屋久島の価値や個性を国際的な観点から位置づけ、付加価値を生み出していくとともに、外部との関係づくりにおいても国際的な交流を前提としていく。

(3) 屋久島環境文化村の基盤

屋久島環境文化村を実現するための様々な事業を実践するにあたって、本計画では、大きな枠組みとして次の2つを掲げる。ここでいう枠組みとは、環境文化村の将来像を形づくる上で基盤になるものである。

それは、第1に地域の自然環境の保全活用と管理のためのゾーニングであり、第2に、外部からの様々な入込みの典型的かつ緊急に対応すべきものとしての観光入込みに対する考え方である。

①ゾーニング

地域における自然とのかかわりの歴史を踏まえ自然利用秩序の再生を図るべく、植生を中心とした自然及び島に住む人々の認識、主として生活実感からくる景観意識によって、屋久島全体を3つの地域に区分する。そして、それぞれの区分ごとに自然環境保全活用の目標を設定する。具体的には次節で述べる。

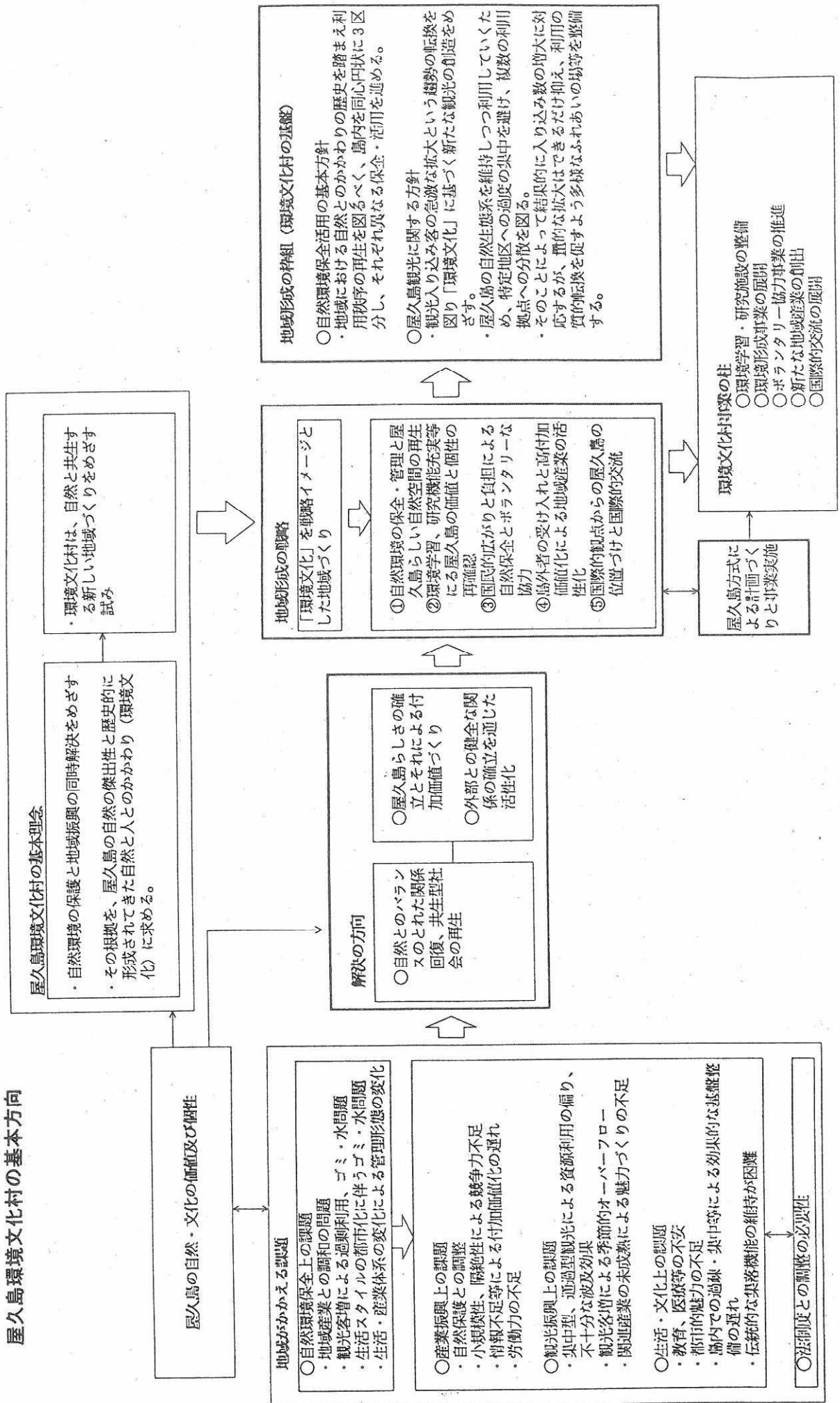
②観光、2つの選択

今日の屋久島は、観光客数の急増という大きな変化に直面しており、将来の観光のあり方についての選択を迫られているが、屋久島では、量的拡大による問題点の回避のためだけでなく、地域活性化の効果をより高めるために、新たな観光の創造をめざして質的な転換を図る等慎重な選択をすべきである。

それは自然化された観光への転換であり、そのことは、屋久島の自然生態系を維持しつつ利用していくため、特定地区への過度の集中を避け、複数の利用拠点への分散を図るとともに、そのことによって結果的に入り込み数の増大に対応するが、量的な拡大はできるだけ抑え、利用の質的転換を促すよう多様なふれあいの場等を整備することを意味するものである。

多様化する観光志向と島の観光関連産業の経済規模等から考えると、いわば手づくりの観光地形成を「環境文化」という新鮮なイメージに基づいて行うことこそが、屋久島という地域で最も現実的でかつ着実な効果が期待できるからである。

屋久島環境文化村の基本方向



2. 自然環境保全活用の基本方針

(1) 基本的な考え方

自然環境保全活用にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりである。

①地域の空間構造の明確化

自然特性の反映であり、人々の意識や生活文化が形づくられる基盤でもあった、屋久島固有の自然空間の秩序を見直し、未来へ向けて組み立て直すことがまず前提となる。

つまり屋久島の全域を対象に、自然、生活空間の基本的な構成要素である「集落」と「水」と「山」の関係を利用という面からゾーニングするなど目にみえる形で組み立て直し、地域の自然とかかわる文化の再発見やアイデンティティの確認に役立てる。

②自然特性と歴史や文化を踏まえた保全、活用

上述のような空間秩序の再構成を前提にすると、地域におけるあらゆる生産、生活活動との調整が必要になる。その場合、自然特性及びこれまでの自然と人間とのかかわりからみた地域特性に応じて、自然環境活用のあり方を変え、全体としての適正な保全が図られねばならない。

これを具体化するためには島全域を対象とした地域ゾーニングが必要であり、保全活用の方針は具体的にはゾーン別に整理することになる。

③環境文化村事業に対応した資源の活用と保全

逆にいうとここでいうゾーニングは、環境文化村としての地域の解釈と将来像を示す機能をもつものであり、自然と共生する地域づくりに向けて資源の利用の方向と、前提となる自然環境保全のあり方を提示する。

(2) 地域区分の方針

①ゾーニングの目的と機能

屋久島の自然環境を保全しつつ活用するという観点や、屋久島固有の自然空間の秩序の再構築という観点から島全体を地域区分（ゾーニング）し、ゾーン別に保全活用すべき目標を設定する。

具体的には、環境学習を中心とする各種の自然利用活動のあり方を示す指針となると同時に、施設整備や土地利用整序の方針を示すものとなる。

また、ジェットホイルの就航等交通アクセスの改善や世界遺産としての屋久島の価値が脚光を浴びることにより危惧される観光圧力の増大への対応方策のベースともなる。

②ゾーン区分の方法

目的に従い、以下に示す評価軸に沿って3種類の地域区分を行うこととする。屋久島におけるこれらの現状を踏まえると、原則としては、標高にそった同心円状の区分となる。

* 植生など自然環境の生態的形質

* 産業的利用の歴史と現況土地利用、生活文化や住民意識からみた地域の位置づけ

* 既存の制度的地域指定の状況

評価にあたってはこれに加え、生態系管理の単位として、水系を例とするタテ軸方向の生態的まとまりに配慮する。

また、計画的な意志に基づき、利用のあり方を調整すべき地域についても配慮を加えるものとする。

本マスタープランでは区分の考え方を示すが、最終的なゾーニングはこれを素案として地元住民など関係者の合意形成のもとに設定されるべきものとする。

③ゾーン管理の考え方

ゾーン別保全活用の目標に従い、既存の土地利用に関する法制度等を活用しながら、規制・誘導を行う。

また施設整備や産業活動等との調整にあたっては以下のような点に留意する。

- 森林施業との調整は森林計画による
- 保護ゾーンにおける利用施設整備との調整は公園計画による
- 保護ゾーンについては入込みの調整についても検討する

その他地域の主体性に基づいて制定される景観条例（環境形成条例）や環境キップ制度の導入などについて検討する。

(3) ゾーニング

①各ゾーンの意味づけ

保全活用にあたっての基本的な考え方に基づき、島内を3ゾーンに区分する。

自然と人とのかかわり方からみたゾーンの意味を整理すると、以下のようになる。

I) 保護ゾーン

屋久島の原生地域の核心部であり、世界の財産であると同時に、人々の信仰や畏敬の対象である空間としても保護すべき地域

…島の自然のコア、源泉として、島全体の自然を維持して行くためにも人間の手を加えない区域であり、自然が自然のままで存在し、それに対する負荷を極力加えないことを前提に原生的自然の観察などに活用する。

II) ふれあいゾーン

生態系を保全しながら、限定された範囲内で生産活動が行われる区域

…生態系を保全しながら、自然と親しむ活動が行われるとともにその自然から生活のかてを得る区域でもあり、保全の観点からは、自然生態系をとりもどし再生させる区域であり、保続可能な林業のモデルを構築する地域と位置づける。

Ⅲ) 生活文化ゾーン

自然と人とのふれあいが盛んに行われるとともに、自然と共生する豊かな生活文化が育まれる区域

…住民の生活・生産の拠点を含み、日常的な活動が営まれる区域である。

②ゾーン区分の手順

3つのゾーン区分の考え方を、区分の手順として表に示す。最初に「生活文化ゾーン(Ⅲ)」とその他をまず区分し、次にその中で「保護ゾーン(Ⅰ)」を区分、その後補正を行う、というプロセスをたどってゾーニングを行うものとする。

区分の具体的根拠となる自然の現況や法指定状況、土地所有区分等については第2章及び第3章を参照されたい。

③ゾーン区分

以上の結果をゾーニングの検討のための基礎情報図として示すと、図-42のようになる。

(4) 各ゾーン別の保全活用方針

①環境資源利用の基本方針

I) 保護ゾーン

- 人手を加えず、かつ人の入込みについても調整し、人々と自然との信仰や畏敬の念を介した歴史的かかわりを尊重しつつ、自然の遷移に委ねる。
- 希少な自然を対象とした学術研究のフィールドとする。
- 利用は登山、原生的自然体験などの限定的利用にとどめる。

II) ふれあいゾーン

- 自然環境の保全を前提として、ふれあいに有効な資源を活用して自然と人とのふれあいを高めるためのルートや拠点を整備する。
- 林業生産と、その機能を活用した産業体験の場を整備する。
- 損なわれた自然の修復を図る。

Ⅲ) 生活文化ゾーン

- 自然環境と調和した豊かな生活空間の実現を図るとともに、そのために必要な基盤を整備する。
- 農業を始めとする産業資源としての活用を進める。
- 地域文化やレクリエーション資源として利用する。
- マス利用の集中傾向の分散化を図るとともに、そのための滞在拠点を形成する。

②環境学習のポイント

基本方針に従い、各ゾーンごとに以下のような環境学習の場としての利用を進める。

I) 保護ゾーン

- 原生的自然からのインスピレーションの感得
- 自然史の長さを学習
- 亜熱帯から冷寒帯までの植物の垂直分布を連続して観察するダイナミックな体験

II) ふれあいゾーン

- 自然の神秘性と山とかかわる作法、伝説など
- 林業体験（森林管理）
- 動物ふれあい学習

III) 生活文化ゾーン

- 林業の歴史、林業体験
- 農業体験、漁業体験
- 動物ふれあい学習（山、海）
- 植物観察（開花期の垂直移動など）
- 海や川での親水体験
- 自然特性に根ざした屋久島の生活の学習、日常生活の中でのエコロジー体験
- 屋久島をめぐる歴史、文化とのふれあい
- 集落ごとの山や川、海とのかかわり
- 芸術創造体験
- 屋久島で生きてきた人々との交流

③施設整備のイメージ

I) 保護ゾーン

- 歩道及び避難小屋に限り、限定的な整備を行う。

II) ふれあいゾーン

- 環境学習のための拠点施設を設置する。
- 道路整備は、既設道路、林業用管理道に限定する。

III) 生活文化ゾーン

- 生活環境施設を整備する。
- 自然利用の拠点、ふれあい施設の整備を行う。
- 観光、宿泊施設の整備、充実を図る。

④アプローチに関する方針

I) 保護ゾーン

- < 現状のアクセス >
- 登山ルートを徒歩利用

<方針>

- ガイド付きツアーに限定することや、利用期間の制限などを含め、利用入込み及び利用形態の調整について検討する。

Ⅱ) ふれあいゾーン

<現状のアクセス>

- 徒歩
- 林道

<方針>

- 既設道路及び林業用管理道に限定し、拠点までは森林軌道や動力利用、その後は徒歩とする。

Ⅲ) 生活文化ゾーン

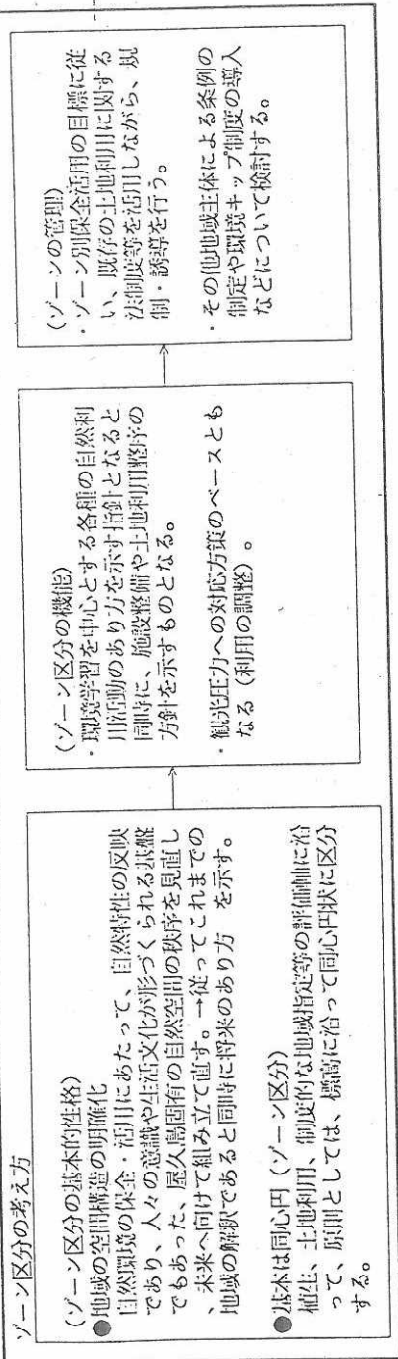
<現状のアクセス>

- 一般道（自動車利用）

<方針>

- 車による面的アクセスが許容される。

環境文化村におけるゾーニング



各ゾーニングの意味づけ

ゾーニング区分	自然と人とのかかわりからみたゾーニングの意味
I. 保護ゾーン	屋久島の原生地域の核心部であり、世界の信仰や畏敬と同時に、人々の信仰や畏敬の対象である空間として保護すべき区域
II. ふれあいゾーン	生態系を保全しながら、限定された範囲内で産業を含む自然と人とのかかわりが行われる区域
III. 生活文化ゾーン	自然と人とのふれあいが盛んに行われるとともに、自然と共生する豊かな生活文化が育まれる区域

ゾーニング区分の方法

作業手順	区分の内容と対象	区分の基準
ステップ1 [ゾーンIIIとその(他の)区分]	日常生活が営まれるエリアの区分 (前岳・奥岳地域の区分)	① 景観的一体性のある地域 ② 土地利用・土地所有面での一体性のある地域
ステップ2 [ゾーンIの区分]	(1) 改正保護対象となっているエリアの抽出 (比重な自然植生の保護) (2) 計画的配置から保護対象とすべきエリアの抽出	① 法定計画に基づく土地利用規制の対象地域 ② その他の保護対象地域 ③ 過剰利用のおそれが強い地域
ステップ3 [補正1]	(ステップ1、2の機械的区分に対して)ゾーニングとしてまとまりを考慮した補正	① 飛び地あるいは湾入状となる部分 ② 形状として突出する部分
ステップ4 [補正2]	区分の趣旨から見ると必要な部分の補正	現状土地利用や居住から判断して、ステップ3までで区分されたゾーンにそぐわない地域

環境資源利用の基本方針

- 人手を加えず、かつ人の人込についても調整し、人々と自然との信仰や畏敬の念を介した歴史的かかわりを尊重しつつ、自然の遷移に委ねる
- 自然環境の保全を前提として、自然と人とのふれあいを高めるためのルートや拠点を整備する
 - 保続性のある林業生産と、その機能を活用した産業体験の場を整備する
- 自然環境と調和した豊かな生活空間の実現を図るとともに、そのために必要な基盤を整備する
 - マス利用の集積・分散化を図るとともに、そのための滞在拠点を形成する

運用にあたってのポイント

- 森林地帯との調整は森林計画による
- 保護ゾーンにおける土地利用調整は公開計画による
- 保護ゾーンについては入り込みの調整についても検討する

ゾーン区分の方法(案)

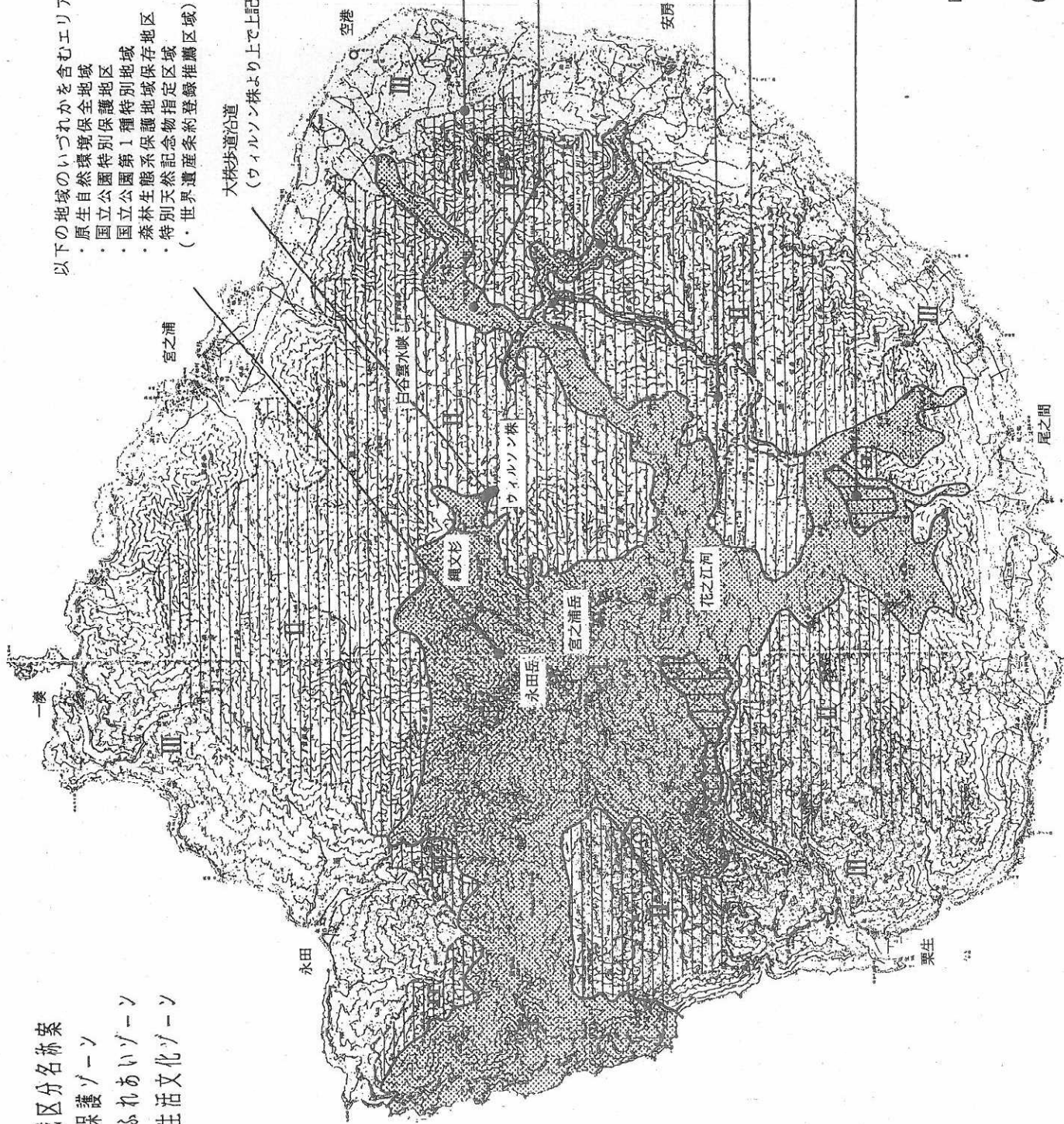
作業手順	区分の内容と対象	区分の基準	線引の具体的な根拠	備考
ステップ1 [Ⅲとその他の区分]	日常生活が営まれるエリアの区分(前岳・奥岳地域の区分)	① 景観的一体性のある地域 ② 土地利用・土地所有面での一体性のある地域	前岳稜線からの海側エリア 共用林はゾーンⅢ、その他国有林・民有林境界からの海側エリア	②を優先し、部分的に①に依拠する
ステップ2 [Ⅰの区分]	(1) 厳正保護対象となっていないエリアの抽出(貴重な自然植生の保護) (2) 計画的配慮から保護対象とすべきエリアの抽出	① 法定計画に基づく土地利用規制の対象地域 ② その他の保護対象地域 ③ 過剰利用のおそれが強い地域	以下のいずれかを含むエリア ・ 原生自然環境保全地域 ・ 国立公園特別保護地区 ・ 国立公園第1種特別地域 ・ 森林生態系保護地域保存地区 世界遺産条約登録推薦区域 ウィルソン株より上の大株歩道沿道	②は実質的に①に含まれる 実質的に大半は①に含まれている
ステップ3 [補正1]	(ステップ1、2の機械的区分に対して)ゾーンとしてみなすを考慮した補正	① 飛び地あるいは湾入状となる部分 ② 形状として突出する部分	・ ゾーンⅠに囲まれたゾーンⅡ部分のⅠへの編入 ・ ゾーンⅠの林道沿道等突出部分のゾーンⅡへの編入 (例) ・ 山岳地域内にあるマスマス利用型観光施設(ヤクスギランド等)はゾーンⅡ扱いとする ・ ゾーンⅠに組み込まれた林道沿道の一部をゾーンⅡ扱いとする	・ 植生の連続性や生態的まとまり等への配慮も必要
ステップ4 [補正2]	区分の趣旨から見ると必要な部分の補正	現状土地利用や植生から判断して、ステップ3までで区分されたゾーンにそぐわない地域		

地域区分名称案

- I 保護ゾーン
- II ふれあいゾーン
- III 生活文化ゾーン

- 以下の地域のいづれかを含むエリア
- ・原生自然環境保全地域
 - ・国立公園特別保護地区
 - ・国立公園第1種特別地域
 - ・森林生態系保護地域保存地区
 - ・特別天然記念物指定区域
 - ・（・世界遺産条約登録推薦区域）

大株歩道沿道
（ワイルソソソ株より上で上記以外の部分）



〔II、IIIゾーンの境界〕
共用林（一部民有林）の境界線

形状として突出しておりゾーンII
への編入について検討するエリア

ヤクスギランド

ゾーンとしてのまとまりを考慮
しIから除外したエリア
（第1種特別地域）

ゾーンとしてのまとまりのため
Iにとり込んだエリア
（第3種特別地域）

図一42 ゾーン区分検討のための基礎情報図

S=1:100,000



3. 屋久島観光に関する方針

(1) 屋久島観光、2つの選択

①観光についての考え方

観光需要は総体として拡大傾向にあるが、自由時間の増大やゆとり志向の高まり、生活意識の多様化、海外旅行経験の普及などに伴い、観光に求める人々の欲求も高度化し、多様化している。

一方で地方圏においては、都市住民の自然志向に対応し、観光に地域経済浮揚の活路を求めようとする地域が増大しており、地域間の競争はより激しくなろうとしている。

こうした状況を背景に、地域においても人々が観光に求めるものを見きわめ対応を図るとともに、自らの特色を明確にし、個性をアピールすることが必要になっている。

ここでいう地域の個性とは、その地域の自然と歴史に根ざした人々の暮らしそのものに源が求められるものであり、それは本来の観光のあり方ともかかわるといえる。

本来、「観光」とは、国の光を観るものであり、何らかの新しいものを訪ねて人々が動くものであった。地方の風土を訪ねる観光であっても、その土地がこれまで大切に育んできた生き方や自然や歴史などのモノ・コトを見たり聞いたりすることによって、自分達の未来の生活になにがしかの展望や希望を発見し、持ち帰るものであった。その希望の「光」こそが人々をつき動かし、旅に出させたのである。

②屋久島観光の趨勢

屋久島の自然の傑出性が広く知られるようになり、高速船の就航（平成元年）もあって近年急速に入込み客数が増加しており、年間観光客数は約 115,000 人（平成3年度）と推計されている。

今日急増している観光客の中心は団体旅行者であり、特定の数地点を観光バスで周遊するというタイプの、地域とのかかわりの少ない旅行形態が多くなっている。また登山者に関して、縄文杉を目的地とする観光型登山が増えている。

利用客増加に伴い、自然環境や地域生活環境への負荷が増大し、現状での問題として、以下のような点が指摘されている。

* 縄文杉周辺など特定の自然地における過剰利用の発生（登山道荒廃や湿原への土砂流入、し尿・ゴミの増加など）

* 市街地、集落周辺におけるし尿・ゴミ処理問題、水質汚濁問題

* ピーク時における宿泊施設の不足や交通渋滞、駐車場不足など

大型フェリーの就航（平成5年4月～）の計画などもあり、入込み数については当面この趨勢が続くことは、明らかである。

③観光客増がもたらすもの

観光目的の来島者が近い将来、仮に年間200,000人になったとし、他の条件は現在のまま推移したと仮定して、ピーク時1日当たりの集中と、主要観光ポイント・施設への集中状況を単純計算により推計すると、表のとおりとなる。

なお現在のアクセス交通の旅客輸送能力は 約 1,500 人/日 (全交通機関計)
 宿泊収容力は 約 1,500 泊/日 (青少年旅行村を除く)
 (将来 約 2,200 泊/日)

これらのことから、以下のような指摘ができる。

- 主要観光施設への入込みが増大、特に自然資源を基盤にした観光ポイントで負荷が高まることが予想される。滞在日数が増えると各施設への入込みはさらに増えることが想定され、実際にはより大きな数値になると考えられる。
- アクセス交通の輸送能力が現状と変わらないとすると、ピーク日1日の入込み者数が輸送能力とほぼ同程度の数値となり、これ以上の入込みは不可能になる。またこの状態でも観光以外の利用客の利用は妨げられることになる。
- ピーク日1日の入込み者数が現状の宿泊収容力を超え、来島しても宿泊できない者がでてくることになる。将来の収容力を前提にしても平均1.4泊しかできず、宿泊滞在の長期化は不可能になる。
- これらを解決する方策としては、季節的集中及びピーク時への集中を現状より緩やかにするか、交通手段、宿泊施設、観光施設などの収容力を増やすことが考えられる。しかし、現在観光客増により発生している問題の拡大を防ぐには、単なる量的な拡大による対応を超えた発想が必要と考えられる。

表-67 月別入込み数

(単位：人)

	観光客入込	月 平 均	5・7・8月平	8 月	ピーク日
平成2年度	97,500	8,170	9,700	11,700	
想 定 値	200,000	16,759	19,897	24,000	(÷15) 1,600

表-68 主な観光施設入込み数

(単位：人)

	観光客入込 (全屋久島)	ヤクスギ ランド	白谷雲水峡	屋久杉 自然館	登山者	縄文杉 見学者
平成2年度	97,500	82,048	76,812	24,877	24,358	14,614
利 用 率		84.2%	78.8%	25.5%	25.0%	15.0%
想 定 値	200,000	168,304	157,563	51,030	49,965	29,977
ピーク月(8月)	24,000	20,196	18,908	6,124	5,996	3,597
ピーク日 (8月月間÷15)	1,600	1,346	1,261	408	400	240

④ 2つの選択肢

今日の屋久島は観光客数の急増という大きな変化に直面しており、将来の観光のあり方についての選択を迫られているといえる。すなわち、

*このまま趨勢に従って増大する入込み客を受け入れ、量の拡大による地域の活性化効果をねらうのか

*趨勢に従うよりも新たな観光の創造をめざして質的な転換を図るのか
の選択である。

屋久島では、量的拡大による問題点を回避するためだけでなく、地域活性化の効果をより高めるための慎重な選択をすべきである。

前者も、屋久島の自然の傑出性に依拠しているという意味では屋久島の個性を踏まえた観光といえるが、現状はいわばそれだけに依存した観光であり、自然はあくまでも観光の資源、対象として外的な存在に過ぎないといえる。利用者にとっても、個別の自然に接するだけであるならそれで十分であるが、このような観光客が量的に増えたとしても、一面的な資源消費に終わり、地域にとってフロー総量の割には大きな効果を期待することはむずかしい。

後者は、屋久島の自然だけでなくそれと積極的にかかわってきた地域の文化を「屋久島らしさ」の根底におき、いわば屋久島の自然とのかかわりそのものを観光にも結びつけて行こうとするものである。すなわち、環境学習を通じた観光の自然化、という考え方である。

外から来る人々にとって環境学習とは、屋久島の「環境文化」を追体験することを通して自然を知り、自然との共生の知恵を学ぶことであり、その中身は、見る、知る、体を動かす、感動する、など知覚、身体的体験のすべてによって環境＝自然に対する基本的認識を得ることである。

これは「観光」の本来の姿に通じるものであり、それは屋久島に来て、その自然だけでなく自分自身についてさえ、新たな発見をすることである。また、そのことによって、社会の未来、人の未来への「光」を観ることであるといえる。

こうした観光のあり方が、屋久島観光がかかえる様々な問題を克服し、屋久島のもつ可能性を最大限に発揮して地域間競争に生き残り、かつ地域経済への貢献を拡大することになると考える。というのも、このような観光を求める人々は、多様化した観光市場の中で島の経済規模からすれば十分な層として確実に存在しており、そうした人々を対象に、島の人々の手で島の個性を生かした観光を展開していけば、地域にとってより大きな効果が期待できるからである。

(2) 屋久島観光の将来像

上述のような観点から「屋久島らしさ」のあふれる観光の将来像を以下のようにおく。

①独自の資源の活用と環境文化の資源化

- 他の地域ではみられない屋久島の自然や文化とのふれあいを観光の基本におき、そのための多様なプログラムが提供される。
- それは屋久島の有する資源のポテンシャルが最大限生かされるということであり、利用者側からみれば、多様な興味に応えられる（例えば海が活動の場となる）ことでもある。

②屋久島の価値を認めてやってくる人々が主対象

- 特定の対象層に的を絞って屋久島への来島が訴求され、提供するサービスや環境の特色づけが行われている。
- その対象とは、地域の自然や人との親密なかかわりを求める層であり、屋久島の価値を認めて来島し、長期滞在や反復来島の志向をもち、環境への「志し」をもつ人々でもある。

③質の高いサービス

- 来島者に快適さと知的満足を与える環境、サービスが提供されている。
- それは、傑出した自然資源を「消費」するだけでなく、新たな付加価値を生産するということでもある。
- とりわけ地域固有の自然とかかわるためのしくみ、すなわちプログラムやガイドサービス等が用意されている。

④自然との共生が前提

- 屋久島らしさの根源を成す自然が保全されていることが前提となる。
- また、自然と共生する人の暮らしやその結果としての景観も、「屋久島らしさ」をアピールする重要な要素となる。

⑤地域産業との結びつき

- 地域産業は来島者にとっては屋久島らしさを形づくる一つの重要な要素となる（景観、生産体験の場、産品としてのみやげ品、食事等）。
- 観光は産業の付加価値化のための情報発信、統一的な地域イメージ形成の役割を担っており、また、観光消費が域内留保されるしくみが形成されている（商業、1次産業との連携）。

*現状で観光関連産業の島内での位置は高くはないが、滞在の長期化、サービスの付加、域内産品の活用等により経済効果を高め、島の主要産業となる可能性は大きい。

(3) 実現へ向けての対応の方向

入込み増加に対応しつつ、量的拡大は可能な限り抑え、利用の質的転換を図りながら将来像を実現して行くために、以下のような施策が必要と考えられる。

- 自然利用秩序確立とトータルな環境づくり
 - ゾーニングに基づく保護と開発の調和
 - 統一的な景観形成
 - 重複や矛盾のある開発計画の調整
- 入込みの誘導
 - 奥岳地域での利用調整
 - 複数の利用拠点への入込み客の分散
- 利用拠点の整備
 - 多様で地域的にも分散した拠点の整備による魅力づくりと自然環境への負荷の軽減
 - 住民との交流の場の設定
- サービスの創造
 - 屋久島環境文化の追体験と自然学習、エコツアーのためのプログラムやガイドの提供
 - 提供するサービスの質の高度化、多様なルートの設定
- 個性化に対応した域内交通
 - マイクロバス、レンタカー等の交通手段の充実
- 来島者の参加による環境保全運動
 - ゴミ処理などモラルコード、観光客に対するマナーの教育や自然教育
- 観光を支える産業のしくみづくり
 - 島内資本、地元主導による観光業の展開
 - 島内消費拡大と地域内循環の拡大（1次産業や商業との連携強化）
- 島からの情報発信
 - 屋久島の個性の強調
 - 総合的な情報提供

環境文化村整備のための事業体系

[事業項目]

[事業例]

○ 環境学習・研究施設の整備

(1) 環境学習施設

- ① 中核施設
- ② 環境学習プログラム
- ③ 環境学習関連施設
- ④ 既存施設との連携

…屋久島環境文化村センター（仮称）、屋久島環境文化研修センター（仮称）

…小さな博物館
…屋久島環境学習ネットワーク

(2) 研究施設

…屋久島ワイルドライフセンター、研究者ネットワーク、国際屋久島環境文化研究所

○ 環境形成事業の展開

(1) 自然の保全活用のための基盤整備

- ① 森の再生
- ② 自然利用拠点の整備

環境と文化のむら整備事業

…（古道の整備、名水の里の整備、海ガメとふれあう里、黒潮とせせらぎの里）
…サインの整備

③ 情報案内システムの整備

…環境キップ制度、特定国立公園重点管理事業

(2) 自然利用活動の調整・管理

(3) 生活空間における環境基盤整備

- ① 屋久島らしい景観の形成
- ② 環境保全のための基盤施設整備
- ③ クリーンエネルギーモデル事業の展開
- ④ 商店街再開発

…屋久島環境道路整備事業

…高度汚水処理事業、ゴミの再資源化事業、上水道の整備

(4) 環境形成のための社会条件整備

- ① 島民自身による景観づくり・地域づくり …環境条例（仮称）の制定
- ② 来訪者による環境保全・再生運動の展開 …環境モラルコードの策定、「生命の砂 一握り運動」の展開
- ③ 新たなくらしと地域文化の創造

○ ボランティア協力事業の推進

(1) ネットワーク形成

…環境文化ボランティアネットワーク、文化人ゲストハウス

(2) 参加・協力のしくみづくり

- ① 組織を通じた参加
- ② 活動単位の参加

…屋久島ファンクラブ、顧問会議（仮称）、環境文化村推進会副

…クレジットカードの発行、「環境文化企業」の募集、生涯学習の町づくり

(3) 運営のための組織

…屋久島環境文化財団

○ 新たな地域産業の創出

(1) 高付加価値型商品づくり

- ① 「環境文化村ブランド」の創設
- ② 未利用資源による商品開発

…ソフト商品の開発事業、手づくり商品の開発事業、環境文化村：葉草・香料植物園

(2) 1次産業の活性化

- ① 生産体験学習の場の整備 …環境文化村果樹園
- ② 環境文化村ブランドを軸にした農林水産品づくりの場
- ③ 環境適合型産業としての再生

(3) 「環境産業」創出の試み

(4) 自然体験型観光「エコツアー」の開発

- ① 活動プログラムづくり
- ② エコツアーのための基盤整備
- ③ 利用調整方策との連携

…継続的な調査、人材育成

○ 国際的交流の展開

(1) 交流のしくみづくり

…芸術家・研究者版「屋久島いここ」制度、環境文化芸術祭（トエンナーレ）

(2) 情報の発信

- ① 情報誌紙等の発行
- ② 会議等
- ③ 顕彰制度

…屋久島自然情報誌、屋久島自然解説ガイドブック、文化村情報誌

…「屋久島環境文化村 東京フォーラム」事業、国際シンポジウムの開催

注) ここに掲げた事業は、文化村の実現のために必要な事業を、熱度にかかわらず体系化したものであり、民間と行政が一体となって推進するものである。

図一 44 屋久島環境文化形成のための施設整備体系

